

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
1	「業務提案書についての様式は定めず、A4縦で作成すること」とされていますが、フォントの種類・サイズ、ページ数の上限、両面・片面、カラー使用及び社名・ロゴ等の記載についても、特段の指定・制限はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。また、サイズについては、A4縦でお願いします。
2	業務提案書の章立ては①～⑮の番号順とされていますが、表紙、目次、提案概要（要約）等を①の前に設けること、及び各章に収まらない資料を巻末に添付することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
3	内訳書は書式自由とされていますが、最低限記載すべき費目・粒度（人件費、検針費、車両費、通信費、消耗品費等）及び年度別内訳の要否をご教示ください。	最低限記載すべき費目・粒度及び年度別内訳の要否はありません。書式は自由で構いません。
4	委託料の上限額は消費税等込み、提案見積金額は消費税等抜き（5年間合計）とされています。上限額との比較は税抜換算額（5年間371,160,000円）で行うとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、契約期間中に消費税率が改定された場合の取扱いをご教示ください。	お見込のとおりです。 契約期間中に、消費税率が改定された場合は、原則として施行日以降の新税率を適用します。
5	契約期間中に最低賃金、社会保険料率等の改正又は著しい物価上昇が生じた場合、委託料の見直し協議を行う条件・手続の有無をご教示ください。	委託料については、過去の増減等の実績をもとに見積もっております。また、明確な条件・手続は定めておりませんので、そのような状況となった場合は、都度協議を考えております。
6	契約期間中に給水契約件数、検針件数、開閉栓件数等の業務量が大幅に増減した場合、委託料又は業務範囲の変更協議を行う基準の有無をご教示ください。	委託料については、過去の増減等の実績をもとに見積もっております。また、明確な基準は定めておりませんので、そのような状況となった場合は、都度協議を考えております。
7	合志市契約事務規則第24条第1項第3号（過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、誠実に履行した場合）による契約保証金の免除の適用可否、判断基準及び必要書類（契約書の写し等）をご教示ください。また、履行保証保険で代える場合の保証金額の算定基礎（年額又は5年間総額）をご教示ください。	判断基準及び必要書類については、申請書及び契約書の写しになります。また、保証金額の算定基礎については、5年間総額（税込）になります。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
8	収納率の目標値は前年度実績以上の値を設定するものとされていますが、目標を達成できなかった場合に、委託料の減額、違約金、改善計画の提出等の措置はあるでしょうか。また、収納率は上水道・下水道・工業用水道の事業別及び現年度・過年度別のいずれの単位で評価されるのかご教示ください。	左記のような場合には、何かしらの措置を講じる可能性はありますが、現時点において、特段の評価基準等は設けておりません。
9	受託者に加入を求める損害賠償責任保険等（請負業者賠償責任保険、個人情報漏えい保険、動産総合保険等）があれば、その種類及び必要な補償額をご教示ください。	現在のところ、受託者に加入を求める保険等はありません。任意になります。
10	業務量を正確に把握するため、現行受託者が毎月提出している業務報告書の記載項目（窓口受付、検針、開閉栓、台帳入力、調定、収納、滞納整理、帳票発送、漏水減免申請受付等）について、令和7年度（可能であれば令和5年度から令和7年度まで）の月別実績をご提供いただけないでしょうか。	別添資料（1）を参考にお願いします。
11	人員配置を検討するため、検針員を除いた現行受託者の人員体制（社員・事務員・開閉栓員等の職種別人数）、業務別の配置（窓口・電話、台帳入力、調定・収納、滞納整理、開閉栓等）及び兼務状況をご教示ください。前回（令和3年10月1日）の回答では社員4名、事務員2名、開閉栓員1名とのことでしたが、現在の人数と繁忙期（3～4月）の増員実績も併せてご教示ください。	人員体制及び業務別の配置・兼務状況については、「合志市上下水道料金徴収等業務委託仕様書 参考資料1」の実施状況を参考にして御提案をお願いします。現状の人員は社員4名、事務員3名、開閉栓員1名の体制となっております。繁忙期の増員実績はありません。
12	令和7年度の月別の料金請求対象件数、検針対象件数及び調定件数をご提示ください。可能であれば、水道・下水道併用、水道のみ、下水道のみの内訳もご教示ください。	別添資料（1）を参考にお願いします。
13	令和9年度から令和13年度までの給水契約件数・検針件数の増減見込みについて、年別の想定値又は把握されている大規模開発等をご教示ください。	年別の想定値は特に設定をしておりません。また、現時点において、大規模開発等については把握しておりません。
14	休日・夜間の事故・災害等の緊急対応について、直近3年度の年間出動件数、主な内容、平均的な対応時間及び受託者に求める待機体制をご教示ください。	直近3年度で実績はありません。また、明確な待機体制は定めておりませんので、御提案をお願いします。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
15	「法令等の規定による当該業務に関し、業務責任者に資格等が必要である場合には、受託者は当該資格保持者を配置しなければならない」とありますが、本業務において該当する資格の有無、その他業務を履行する上で市が必須とする資格・研修等があればご教示ください。	現時点において、業務責任者の必須の資格・研修等はありません。
16	「苦情、相談等を受け付けた後、この対応を安易に委託者へ転嫁してはならない」「前項に反したときに、金銭的な負担が生じた場合は、その全額を受託者が負担する」とありますが、受託者が対応すべき範囲と委託者へ引き継ぐべき範囲（技術的判断、減免・賠償の判断等）の区分、及び「安易な転嫁」に該当する場合の判断基準をご教示ください。過去に本条項が適用された事例があれば、その概要も併せてご教示ください。	過去に本条項が適用された事例はありません。判断基準については、苦情や相談等の内容によっても変わり得ることもあり、明確には定めておりません。受託者・委託者それぞれの対応範囲についても同様で、実際には事案ごとに協議・判断させていただくことになると考えております。
17	窓口来客者数及び入電件数について、令和3年度から令和7年度までの年度別件数（前回回答では令和2年度の窓口来客者数948件）、令和7年度の月別件数及び主な内訳（開始・休止、料金照会、収納、苦情・相談等）、3～4月の1日当たり最大受付件数をご提示ください。	令和3年度窓口来客者数：980件 入電件数：8,214件 令和4年度窓口来客者数：1,154件 入電件数：8,180件 令和5年度窓口来客者数：1,037件 入電件数：8,313件 令和6年度窓口来客者数：956件 入電件数：7,539件 令和7年度窓口来客者数：912件 入電件数：8,613件 開始休止以外の内訳は把握しておりません。 3～4月の1日当たり最大受付件数は66件ほどです。
18	年間休止開始届出約6,400件、名義変更・口座振替届出約1,700件について、令和7年度の月別・手続別・受付経路別（窓口、電話、郵送、Web、LINE等）の件数をご提示ください。	別添資料（2）を参考にお願いします。
19	給水装置・下水道排水設備の新設等、漏水減免、収納証明、名義変更等について、令和7年度の手続別年間件数又は月別件数をご提示ください。	給水装置・下水道排水設備の新設等の処理件数は別添資料（1）を参考にお願いします。 漏水減免、収納証明、名義変更の処理件数は別添資料（3）を参考にお願いします。
20	検針件数約26,800件のうち、市街地と集落の各件数（割合）をご教示ください（前回回答では集落22.66%）。あわせて、検針地区・コース別件数及びコース数をご提示ください。可能であれば検針コースの概略図もご提供ください。	市街地約20,500件（76.5%）、集落約6,300件（23.50%）になります。 現在、検針区は135箇所で区分けしております。コース別件数、コース数は検針区ごとに担当検針員を設定しておりますので、同一と認識いただければと存じます。概略図については把握しておりません。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
21	現行検針員約24人について、1人当たりの担当コース数、月間又は1日当たりの平均検針件数及び標準的な作業日数をご教示ください。あわせて、把握されている範囲で、現行検針員の契約形態（雇用・業務委託の別）、社会保険の加入状況及び検針時の移動手段（自家用車・バイク等）をご教示ください。	1人当たりの担当区件数は、1～16区。月間約250件～2,350件。1日当たりの平均検針件数約100～300件。標準的な作業日数約3～10日になります。 社会保険加入状況については現行受託者業者と検針員の契約になりますので把握しておりません。 移動手段は自家用車（二輪・四輪）・自転車・徒歩になります。
22	検針の運用について、次の点をご教示ください。①閉庁日（土日・祝日）の検針実施の有無 ②HTデータの受領頻度（前回回答時は新型コロナウイルスの影響により複数日分をまとめて受領する運用とのことでしたが、現在の運用） ③12月29日以降が閉庁日となる12月の検針日程 ④屋内メーター等による夜間検針・立会い検針の有無と件数	①閉庁日も検針を実施しております。 ②現在も数日分のHTデータをまとめて受領しております。 ③年末の営業日までに検針を終えるように依頼しております。 ④現在のところ、夜間検針・立会い検針の実績はありません。
23	再検針約130件／月について、令和7年度の月別件数、主な発生事由、現地検針不能による認定・推定処理件数をご提示ください。	再調査月別件数、認定・推定処理については、別添資料（3）を参考にお願いします。 主な発生理由は使用水量の増減が大半を占めており、車両や施設による検針不能が稀（月1件程度）に発生します。
24	年間開閉栓約5,900件について、令和7年度の月別・開始／休止別件数、繁忙期の1日最大件数をご提示ください。あわせて、第3項の緊急な開栓依頼及び営業時間外・休日の開栓依頼について、令和3年度から令和7年度までの年度別件数をご教示ください（前回回答では令和元年度7件、令和2年度0件）。	月別件数については、別添資料（1）を参考にお願いします。 繁忙期における1日あたりの最大件数は86件です。
25	開閉栓作業について、1件当たりの標準所要時間、移動を含む標準処理時間及び遠隔地・作業困難箇所等の特記事項をご教示ください。	1件あたりの標準所要時間は約10分です。移動を含む1件あたりの所要時間は約30～50分です。バルブ形状が複数あり、それに応じた作業等が想定されます。
26	前回の委託業務に含まれていた量水器交換業務（検定満期量水器の交換等）について、今回の仕様書には記載がありませんが、検定満期交換及び故障等による個別交換（前回回答では受託者実施）を含め、量水器の交換・管理等は本委託に一切含まれないとの認識でよろしいでしょうか。含まれない場合でも、交換後の指針・台帳入力等、受託者が行う関連作業があれば、その内容と年間件数をご教示ください。	本委託には含まれません。「量水器交換業務」については、別途契約を予定としております。また内容について検討中です。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
27	納付書、督促状、催告状、振替不能通知、還付・充当通知、給水停止予告等について、令和7年度の月別作成通数・発送通数を、圧着はがき・封書等の形態別にご提示ください。	納付書、督促状、催告状、停水予告通知については、別添資料(1)を参考をお願いします。 振替不能通知は、R7.4月:8通、R7.5月:7通、R7.6月:7通、R7.7月:7通、R7.8月:4通、R7.9月:6通、R7.10月:11通、R7.11月:6通、R7.12月:8通、R8.1月:17通、R8.2月:10通、R8.3月:4通。 還付・充当通知は、R7.4月:0通、R7.5月:0通、R7.6月:37通、R7.7月:17通、R7.8月:12通、R7.9月:13通、R7.10月:19通、R7.11月:20通、R7.12月:22通、R8.1月:11通、R8.2月:13通、R8.3月:19通。 納付書、督促状については圧着はがき。催告状、停水予告、振替不能通知、還付・充当通知については封書で郵送しております。
28	メールシーラーによる圧着作業について、前回回答では印刷・圧着で約2時間とのことでしたが、現在の月別処理通数、作業日、所要時間、複数栓使用者の封入件数及び電算プリンター室の利用条件(利用可能時間、入室人数等)をご教示ください。	【参考毎月処理】R8年9月の状況 利用条件: 電算室利用時間は業務時間内に各課割振り時間あるので指定 R8年9月の圧着作業時間及び納付書件数について 納付書: 2時間 件数: 5,729件(毎月15日頃)→その後印刷封入・発送 督促状: 1時間 件数: 1,218件(毎月20日頃)→その後印刷封入・発送 電算室入室人数: お客様センター1名・水道局1名 複数栓使用者の件数は8件です。
29	口座振替依頼書(紙・Web)の受付、不備返戻、個別振替、振替不能通知、過納料金の充当・還付について、令和7年度の処理別年間件数又は月別件数をご提示ください。	口座振替依頼書処理件数990件/年 不備返戻341件/年 個別振替0件/年 振替不能通知95件/年 過納料金の充当・還付414件/年(いずれも令和7年度実績)
30	令和7年度の月別収納件数を、口座振替、コンビニ、スマートフォン決済、納付書(金融機関)及びお客様センター窓口収納の方法別にご提示ください。	別添資料(4)を参考をお願いします。また、窓口での現金収納はありません。
31	直近1年間の窓口での料金納入件数・金額(月別)及び1日当たりの最大収納額をご教示ください。窓口収納に用いる釣銭準備金の有無・金額・負担区分、及び当日に指定金融機関へ持ち込めない収納金の保管方法(金庫の有無等)も併せてご教示ください。また、前回回答では翌日に市役所内の指定金融機関(菊池地域農業協同組合合志庁舎派出所)で収納を完了するとのことでしたが、現在の収納先、取扱時間及び持込み頻度をご教示ください。	窓口での現金収納はありません。 当日に指定金融機関へ持ち込めない収納金の保管方法については、受託者の判断で適正な管理をお願いします。 収納先の変更はありません。取扱時間は8:30~17:00です。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
32	前回回答では、決算処理及び毎月の調定・収納の締め処理時における金額・件数の確認、企業会計システムと料金・収納消込システムとの突合とのことでしたが、現在の作業内容、実施時期・頻度及び標準的な所要時間をご教示ください。	決算処理については、2月中旬から4月下旬あたりまで水道局が対応しております。毎月の調定・収納の締め処理時における金額・件数の確認、企業会計システムと料金・収納消込システムとの突合については、毎月初旬の2営業日を目安に1～2日程度で確認を行っております。
33	市負担とされる郵送料、収納手数料及び指定印刷物以外に、受託者が負担する帳票・封筒・切手等がある場合は、品目及び概算年間使用数をご教示ください。	現時点では、ありません。
34	令和7年度の月別の電話催告件数、催告状郵送件数、訪問催告件数及び再訪問・再催告件数をご提示ください。参考資料1の催告状約400件の内訳（郵送・訪問）も併せてご教示ください。	催告状約400件の内訳は郵送件数になります。その他の件数については把握しておりません。
35	受託開始時に引き継ぐ見込みの未納案件について、現年度・過年度別の件数及び金額、滞納月数別件数、市外転出者等の件数を、個人情報を除く集計値でご提示ください。	【参考】R8.3.31現在の未納額について 【上水道】現年度：28,167件 74,033,061円 過年度：859件 1,827,056円 【下水道】現年度：27,107件 82,572,777円 過年度：844件 1,716,620円 滞納月数別件数、金額については、別添資料（5）を参考にお願いします。市外転出者等の件数については、集計不可でした。
36	令和7年度の月別の給水停止予告件数、最終予告訪問件数、停止実施件数、個別停止件数及び停止解除件数をご提示ください。	別添資料（1）を参考にお願いします。
37	給水停止実施日（原則毎月最終木曜日）について、窓口・電話受付時間の延長の有無、現行受託者の事務所待機時間（前回回答では19時頃まで）及び当日の停止解除対応の締切時刻をご教示ください。	委託者からの事務所待機時間の指定はありませんが、個別ケースで19：00頃まで待機を実施する場合もあります。
38	給水停止に使用するキー、ビス、キャップ等の資材は委託者から支給されるのでしょうか。受託者負担となる場合は、品目及び年間使用数量の目安をご教示ください。また、リングバルブで停止できず止水栓の閉栓や量水器の撤去を行った件数（直近年度）をご教示ください。	支給します。直近年度に量水器を撤去したケースが1件あります。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
39	下水道のみを使用している滞納者（井戸水使用者等）、市外転出者、その他給水停止ができない又は効果が見込めない滞納者について、それぞれの件数・金額（直近年度末）及び現在の対応方法（委託者・受託者の役割分担を含む）をご教示ください。	下水道のみ使用している滞納者数は5件、102,208円、市外転出者（下水のみ使用）1件、35,090円になります。その他給水停止ができない又は効果が見込めない滞納者については、上記記載と同数となります。また、滞納整理は受託者にて行っており、対応方法については、個々のケースに配慮する必要がありますので一律の回答は出来ません。
40	未納者への訪問集金について、令和3年度から令和7年度までの年度別件数・金額（前回回答では令和2年度7件・99,070円）、1件当たりの標準所要時間及び市外転出者への対応方法をご教示ください。	令和3年度は6件：54,350円、令和4年度は2件：16,300円、令和5年度は2件：5,640円、令和6年度は実績なし、令和7年度は1件：7,040円になります。 1件当たりの標準所要時間は、ケースにより異なりますので把握しておりません。また、市外転出者への滞納整理については、「合志市上下水道料金徴収等業務委託仕様書 参考資料1」の実施状況を参考にして御提案をお願いします。
41	滞納整理報告書に「受益者負担金」の欄がありますが、受益者負担金その他上下水道料金以外の債権の催告・集金・収納は本委託の範囲に含まれるでしょうか。含まれる場合は直近年度の件数・金額をご提示ください。	「受益者負担金」は含まれません。様式では記載しておりますが、実際使用しておりません。
42	工業用水道7件について、現地検針と使用者からの報告による処理（第2項）の内訳をご教示ください（前回回答では報告によるもの1件、年2回現地検針）。あわせて、現地確認の場所・頻度及び1回当たりの標準所要時間をご教示ください。	前回回答から変更はありません。 所要時間につきましては、1日程度を想定しております。
43	工業用水道の検針・料金算定について、次の点をご教示ください。①各事業所への入構手続、立会いの要否、安全教育・保護具等の条件及び立入りが制限される区域の有無 ②電磁流量計等の検針方法（読み取る値、使用者報告値との照合方法） ③超過水量の判定方法（日単位・月単位の別、日々の使用量データの要否） ④料金算定に上下水道料金システムを使用するか、別途計算するか ⑤毎月1日が休日又は事業所の休業日に当たる場合の検針日の取扱い	①事業所により入構手続が必要な場合があります。 ②通常の算定方法と同様です。 ③超過水量の判定方法→月単位 ④料金算定に上下水道料金システムを使用します。 ⑤1日が休日の場合は、基本的に翌営業日に検針します。
44	工業用水道の調定、納付書発送、収納照合、問合せ、調定変更等について、令和7年度の年間又は月別処理件数と標準的な業務日程をご提示ください。	工業用水道のR7年度調定件数は毎月7社でした。 収納突合及び調定は毎月初旬の2営業日頃に上水道料金と同時に収納突合を行っております。 納付書発送は毎月10日です。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
45	セミコンテクノパーク区域内の旧簡易水道及び工業用水道に関する事務処理を他の区域と区別して行うこととされていますが、区別が必要となる具体的な事務（調定区分、帳票、料金体系、報告等）、旧簡易水道区域の給水件数及び留意事項をご教示ください。	セミコンテクノパーク区域内における旧簡易水道の検針件数は48件（令和8年9月時点）工業用水の件数については7件です。検針方法については旧簡易水道48件はハンディーターミナルを用いた検針、工業用水については帳票に記入する方法をとっております。
46	受託者従業員が業務及び通勤する際に使用できる駐車場について、計何台分駐車可能かご教示ください。業務用車両（自動車・バイク）の駐車区画を含め、駐車場使用料の有無及び追加駐車場が必要となる場合の取扱いも併せてご教示ください。	現時点において、通勤する際に使用できる駐車場の制限はありません。また、業務用車両の駐車場使用料も現時点ではありません。追加駐車場が必要となる場合については、別途協議していくこととなります。
47	無償貸与される事務所について、業務専用面積、窓口・収納スペース、机・椅子8組及びキャビネット等の配置状況をご提示ください。追加什器・機器の設置可能範囲もご教示ください。あわせて、検針員の出退勤時に使用できるスペース（HTの保管・充電、ロッカー・更衣場所等）の有無、研修・会議に使用できる会議室の有無、庁舎の開館時間外（始業前・給水停止日の夜間等）における入退館方法及び鍵の管理方法をご教示ください。	業務専用面積は約38㎡になります。配置状況については現地確認をお願いします。検針員の使用できるロッカー・更衣室はありません。会議室はありますが使用については別途協議が必要になります。閉庁時間についての入庁方法は、守衛室での手続きが必要になります。
48	貸与パソコン7台、HT30台、検針データ送受信器2台、プリンター2台、メールシーラーについて、同時利用制限、ICカード貸与枚数、繁忙期の追加貸与可否、故障時の修理・代替機・消耗品（バッテリー、トナー等）の費用負担区分及び契約期間中の機器更新予定をご教示ください。また、別表第1の水道局備付コピーFAX機及びシュレッターについて、受託者専用か職員との共用か、台数、利用できる範囲及び用紙・トナー・カウンター料金の負担区分をご教示ください。	基本的に同時利用制限はないと想定しておりますが、メールシーラーについては他課との調整が必要になります。繁忙期の追加貸与は想定しておりません。故障時の修理・代替機・消耗品（バッテリー、トナー等）の費用負担区分は基本的に委託者になります。水道局備付コピーFAX機及びシュレッターについては職員との共用になります。用紙・トナー・カウンター料金の負担区分も基本的に委託者になります。また、現時点において、機器更新の予定はありません。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
49	電話の回線数(台数)をご教示ください。あわせて、現行電話番号・FAX番号の引継ぎ可否、電話設備の設置条件、受託者がインターネット回線・携帯電話等を持ち込む場合の制約をご教示ください。また、番号の引継ぎができず電話番号が変更となる場合、市広報紙・ホームページ・検針票・納付書等による使用者への周知の実施主体、時期及び費用負担の考え方をご教示ください。	現在、2回線で台数は4台になります。現在のところ電話番号の引継ぎは可能と考えております。FAXについては水道局と兼用になります。また、その他の質問につきましては、別途協議になります。
50	仕様書の範囲を超える業務改善提案(受託者負担による機器・サービスの導入、無償で行う付帯的な取組み等)を行う場合、評価の対象となるでしょうか。また、提案した内容は契約締結時の協議を経て履行義務となるのか、受託後に市と協議のうえ実施の可否を決定するものと理解してよいかが教示ください。	お見込のとおりです。 協議のうえ実施の可否を決定するものと想定しております。
51	参考資料1の注記に「委託契約の履行方法等は受託者の判断に委ねられるべきもの」とありますが、督促後の催告時期、催告方法、給水停止予告・最終予告の方法及び日程等について、受託者の提案により変更することは可能でしょうか。料金システムの設定変更・改修を要する場合の費用負担の考え方も併せてご教示ください。	基本的に可能と考えております。料金システムの設定変更・改修を要する場合の費用負担については別途協議になると想定しております。
52	催告及び給水停止予告において、電話・文書・訪問に加え、SMS(ショートメッセージ)送信や自動音声による架電を用いることは可能でしょうか。可能な場合、料金システムに登録された電話番号を利用することの可否、携帯電話番号の登録状況(概数)及び必要な手続をご教示ください。また、給水停止の最終予告訪問を他の方法で代替・補完することの可否もご教示ください。	現時点では、不可と考えております。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
53	受託者が自らの負担で次の機器・サービスを導入する場合、市庁舎内での設置、回線敷設、外部クラウドサービスの利用、個人情報の取扱いに関する条件及び承認手続をご教示ください。①通話録音・応対履歴管理機能を備えた電話設備 ②自動釣銭機等の窓口収納機器 ③タブレット等を用いた外国語通訳サービス ④事務所の入退室管理・防犯カメラ等のセキュリティ機器	可否については可能と考えられますが、内容を確認する限り、導入の詳細な手続きについては別途協議になります。
54	委託用電算機はインターネット接続・USBメモリ使用等ができないとされていますが、受託者が別途用意する端末（インターネット非接続を含む）で、申請書の読取り（OCR）による入力補助や定型作業の自動化ツールを利用することの可否、対象データの受渡し方法及び必要な承認手続をご教示ください。	可否については可能と考えられますが、内容を確認する限り、導入の詳細な手続きについては別途協議になります。
55	開始・休止等のWeb申込及びLINE申込について、令和7年度の受付件数、受託者が閲覧・取得できるデータの範囲・形式（CSV出力の可否等）及び上下水道料金システムへのデータ取込機能の有無をご教示ください。	令和7年度のWeb受付件数は343件、CSVへの出力や閲覧は可能です。 CSVのデータ情報は開始届休止届に必要な申請者が入力した一覧になります。 上下水道料金システムへのデータ取り込み機能はないので手入力になります。
56	口座振替・スマートフォン決済への切替えを勧奨するため、検針票・納付書等への案内文の掲載、案内チラシの同封、窓口での手続支援等を受託者の提案として実施することは可能でしょうか。印刷物・同封物の作成費の負担区分も併せてご教示ください。	基本的に可能と考えております。印刷物・同封物の作成費の負担区分については別途協議になると想定しております。
57	工業用水道の検針について、市として遠隔検針（スマートメーター等）の導入予定はありますか。受託者の提案により遠隔検針機器を設置する場合の可否、機器の所有・管理区分及び費用負担の考え方をご教示ください。	現時点において、スマートメーター等の導入予定はありません。可否を含めて別途協議します。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
58	令和9年度に予定されている下水道使用料の改定について、現時点での実施予定時期、改定内容、周知方法及び本委託で想定される追加業務（問い合わせ対応、帳票・システム対応等）があればご教示ください。	上下水道事業運営審議会から市に対する答申をもとに、現在、令和9年9月使用分からの下水道使用料改定に関し、令和8年第4回定例会（12月議会）へ議案の提出を予定しています。基本的には、本委託において下水道使用料改定に関する追加業務は発生しないものと考えます。しかしながら、使用料改定に関する簡易的な問い合わせについては、業務委託仕様書第19条第1項（受付・窓口の対応）に規定する「問い合わせ」への対応の範囲内と考えるものです。なお、実施予定時期等については、次のとおりになります。 ●実施予定時期：令和9年9月使用分（10月請求分） ●改定内容（案）：別添資料（6）を参考にお願いします。 ●周知方法：市HP、広報紙のほか、検針時のポスティングを数回程度（※ポスティング業務については本業務受託者へ別途委託予定） ●システムほか：委託者が対応
59	令和8年3月に公表された下水道使用料の誤徴収・賦課徴収漏れを踏まえ、今回の受託者に求める確認手順、台帳照合、未賦課確認、市と受託者の責任分界について、追加の運用要件があればご教示ください。	誤徴収・賦課漏れ防止対策の一環として現在、月に1度上下水道の給水・排水設備工事の読み合わせを行っております。その他、台帳照合、未賦課の確認については、基本的に委託者が行うものであり、事案ごとに個別に相談していくものとしております。
60	水道事業BCPについて、現在の策定状況及び料金徴収等業務に求める災害時の役割・応援体制・優先業務をご教示ください。	現在策定を進めておりますが、現時点において、ご質問の内容については固まっておりません。
61	令和9年1月14日から3月31日までの業務引継ぎについて、現行受託者との実地研修が可能な日数・時間、対象業務、引継ぎ資料、検針コースデータ等の提供時期をご教示ください。あわせて、検針地図（検針順路図・メーター位置図等）の有無、形式（紙・電子データ）、次期受託者への貸与又は提供の可否及び提供時期をご教示ください。	現時点において、詳細については決定しておりません。業務引継ぎについては、委託者として可能な限り協力を行っていく予定です。
62	現行の検針員・従事者の雇用継続に関し、市として次期受託者への引継ぎ協力（現行受託者への協力要請、説明の場の提供等）を予定している事項があればご教示ください。	現時点において、詳細については決定しておりません。業務引継ぎについては、委託者として可能な限り協力を行っていく予定です。
63	上下水道料金システム、HT、メールシーラー、ICカード等の操作研修について、市又は現行受託者が実施する範囲、実施時期及び受講可能人数をご教示ください。	実施時期は引継ぎ期間。受講可の人数は2名程度を想定しております。

公募型プロポーザルに関する質問書への回答と補足説明

令和8年(2026年)10月23日

合志市水道局
水道課水道班

No	質問事項	回答と補足説明
64	業務開始日（4月1日）が春季繁忙期と重なるため、開始直後の期間について、市が想定する応援体制及び引継ぎ後のフォロー期間があればご教示ください。	現時点において、詳細については決定しておりません。応援体制及び引継ぎ後のフォローについては、委託者として可能な限り協力を行っていく予定です。
65	契約期間5年間に予定される料金システム更新、Web・LINE受付の変更、キャッシュレス決済手段の追加、検針方式の変更等があれば、予定年度、受託者に求める移行作業及び追加費用の取扱いをご教示ください。	現時点において、詳細については決定しておりません。受託者に求める移行作業及び追加費用の取扱いについては、今後協議が必要になると考えております。